

明姫幹線南地区まちづくりだより

第6号 / 2001.6.4

発行 明姫幹線南地区まちづくり協議会
事務局 高砂市役所都市整備部計画課

まちづくり協議会 設立総会開かれる！！

去る平成13年5月13日(日曜日)午後1時30分より、竜山中学校体育館において明姫幹線南地区まちづくり協議会設立総会が開かれました。総会には約70名の方が出席され、議案は全て原案どおり可決されました。

また、まちづくりのパートナーとして高砂市の久保田助役も出席されました。以下に総会の様子をお知らせします。



まちづくりアドバイザーの樋口さんから経過報告がありました。

- ・平成8年に実施したアンケート調査で、地域のみなさんの約7割が市街化区域編入を望んでおられたことから、平成11年度より都市計画等に関する学習会を開いてきました。
- ・学習会が進むにつれて、まちの問題点が指摘され、市街化区域になることについて不安や不満を感じる意見も聞かれるようになりました。
- ・そこで、自分達のまちは将来どうあるべきか、皆で話し合いながら意見をまとめていく必要が出てきました。そのためには地域住民の方々の話し合いの場が必要となるため、各地区農会・自治会の代表の方に話し合っただき、まずは皆様のお世話をする会として「考える会」設立していただき、第1回住民懇談会を平成12年11月に開きました。
- ・その後、公的な支援を受けて地域の活動を継続・発展させていくためには是非とも全員参加による「まちづくり協議会」を設立する事が望ましいとの結論に達し、役員を公募するなど、一定の手続きを得て今日に至りました。

規約、役員、活動
計画が承認されました。
規約等については、
原案通り、賛成多数で
承認されました。

案内状 配布数		同意	不同意	計
	717名	出席者	67名	8名
葉書で表決者		342名	68名	410名
	計	409名	同意率	57%

久保田助役(市長代理)からご挨拶をいただきました。

田村市長の代理として久保田助役から、まちづくり協議会設立にあたって、お祝いと励ましの言葉をいただきました。

将来構想案(たたき台)が示され、質疑応答・意見交換が行われました。

まちの現状と昨年11月に行った懇談会の意見を踏まえ、アバゲ-の樋口さんの試案として、中学校のまわりを「文教ゾーン」、国道沿いを「沿道商業業務ゾーン」、その他の地区を「農地と住宅が調和した田園住宅ゾーン」としたらどうかという将来像が示されました。

案そのものに対する質問や意見は殆どなく、1日も早く具体的な事業を始めてほしい、税金はどうなるのか、具体的な事業手法や地権者の負担はどうなるのかといった意見が出されました。

樋口さんからは、

- ・まずはまちの将来がどうあるべきかについて合意形成を図ることが重要であること
- ・手法・負担については様々なメニューがあり、専門的な部分もあるので将来像が決まればそれに見合った最も良い方法を考えたい。特に土地区画整理事業に対するこだわりは今のところ持たないでほしい。

との説明がありました。

今後の予定(案)

6～7月に役員が先進地視察・研修を行い、その成果もふまえて3地区毎に懇談会を行います。アンケート調査なども行いながら、今年度中に「まちの将来像」について、概ねの合

意形成をはかり、来年度からは具体的な手法や詳細な計画について話し合っていくように、進めたいと考えています。



承認事項の紹介

まちづくり協議会規約(抜粋)

(目的)第4条 本会は、第2条に定める区域の今後のまちの在り方を検討し、良好な市街地形成を図るため、まちづくり計画の策定等必要な活動を行うことにより、魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(会員)第6条 本会の会員は、次の各号の者で構成する。

第2条に定める区域内に存する土地の権利者及び関係者
前号に関係する各種団体の代表

(会議)第13条 本会の会議は、総会、役員会、地区分会等必要に応じて開催する。

平成13年度事業計画

1. まちの将来構想作成のための取り組み

- ・ 地区の現状と問題点の把握、整理
- ・ 地権者等の意向把握
- ・ まちづくり方針の検討

2. まちづくり協議会活動

- ・ 総会、役員会の開催
- ・ 広報活動：まちづくりだよりの発行
- ・ 懇談会、学習会、先進地見学会、分会等の開催



3. その他、まちづくり協議会の目的達成のため必要なこと

役員一覧

5 役

役職名	氏名	備考
会長	柴田 一郎	中筋東農会代表 (B地区代表を兼務)
副会長	高谷 照男	伊保中部農会代表 (A地区代表を兼務)
副会長	釜江 龍雄	中筋西農会代表 (C地区代表を兼務)
会計	臼井 英司	曾根町農会代表 (C地区副代表を兼務)
書記	宮宅 勇二	公募
会計監査	田中 泰三	伊保東部農会代表 (A地区副代表を兼務)
会計監査	塩崎 真一郎	伊保西部農会代表 (B地区副代表を兼務)

地区幹事

A 地区	B 地区	C 地区
・ 伊保東2丁目 ・ 伊保4丁目	・ 松陽2丁目 ・ 松陽3丁目 ・ 松陽4丁目	・ 伊保町中筋字稻荷前、 字蔵前 ・ 曾根町字平、字北栄
田中 義勝	青木 栄蔵	砂川 周三
糟谷 格	大内 正彦	植杉 修一
浜田 昭一	大内 博史	砂川 弘
北野 良一	柴田 勝	鎌田 耕次
江口 昌幸	山下 晃	中井 準一
高原 達也	柴田 良之	北野 明
		水王 省三
		木谷 博雅

～まちづくり協議会の設立に思う～

会長 柴田一郎

高砂市で、はじめての住民主体による「まちづくり協議会」が発足することになりました。明姫幹線南地区幹線南地区の約70%の地権者は、何等かの形で土地利用を進めることを望んでいます。平仮名で書く「まちづくり」は、住民一人一人が知恵を出し合い、協力しあって住みよい“まち”をつくって行くことを意味しています。

現実には、多くの課題があり、前途多難が予想されますが、専門家のよき助言を得て一歩前進させたいと考えています。

さらに住民と行政の役割についても明確にすると共に、地権者お一人お一人の理解と協力が得られますよう、役員が一丸となって取り組んでいきますので、ぜひご理解とご協力をお願い申し上げます。

先進地の見学について

協議会では、6月下旬から7月初旬にかけての平日に、神戸市西区の方へ先進地の事例見学として視察を考えています。今回は、先方の会場やマイクロバスの都合上、役員だけの参加とさせていただきますが、「里づくり協議会」がむらづくりに取り組んでいる地区や、「農と住の調和したまちづくり」を実施した地区へ行く予定です。視察の結果は、後日ニュースでお知らせします。

まちづくり用語の豆知識

「市街化区域と市街化調整区域」

無秩序な市街化を防ぎ、健全で秩序あるまちづくりを進めるために、都市計画法第7条で定められている区域の区分です。

市街化区域は概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域です。当地区は現在全域が市街化調整区域です。

市街化調整区域は「市街化を抑制」する区域ですが、以下のような開発は一定の手続きを得れば認められることになっています。

- ・農業用の建物や農家の住宅、周辺地域の住民の日常生活に必要な店舗等、危険物の貯蔵処理用の建築物、市街化区域で建築することが困難な建築物など

また市街化調整区域から市街化区域に変更を行うためには、無秩序な市街化を防止するため、道路や公園を一定の割合で整備する事を確定しなければなりません。

市街化区域になると評価が高くなり、都市計画税もかかり、税金は上がります。

しかし、現在の制度では農地のままなら段階的に上がるようになっています。

協議会の運営やまちづくりに関するご質問は、各地区役員及び事務局に遠慮なくお問い合わせ下さい。

発行：明姫幹線南地区まちづくり協議会

事務局：高砂市都市整備部計画課 TEL：0794-43-9033

FAX：0794-43-9091

e-mail：tact3810@city.takasago.hyogo.jp